

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第九条第六項の規定に基づく平成十五年度以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量

平成 14 年 11 月 29 日 環境省告示第 80 号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第九条第六項の規定に基づき、平成十五年度以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量を次のように公表する。

- 一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。)第四条第一号に規定する分別基準適合物

年度(平成)	特定分別基準適合物ごとの総量(単位 千トン)
15	431
16	442
17	451
18	460
19	467

- 二 規則第四条第二号に規定する分別基準適合物

年度(平成)	特定分別基準適合物ごとの総量(単位 千トン)
15	372
16	381
17	387
18	395
19	401

- 三 規則第四条第三号に規定する分別基準適合物

年度(平成)	特定分別基準適合物ごとの総量(単位 千トン)
15	198
16	203
17	206
18	210
19	214

- 四 規則第四条第四号に規定する分別基準適合物

年度(平成)	特定分別基準適合物ごとの総量(単位 千トン)
15	148
16	165
17	190
18	207
19	222

- 五 規則第四条第五号に規定する分別基準適合物

年度(平成)	特定分別基準適合物ごとの総量(単位 千トン)
15	214
16	229
17	243
18	259
19	273

- 六 規則第四条第六号に規定する分別基準適合物

年度(平成)	特定分別基準適合物ごとの総量(単位 千トン)
15	487
16	629
17	757

1 8	8 5 9
1 9	9 2 2